

August 2007

vol. 144

今月のトピックス  
 バイオ新薬産業発展条例  
 飛躍する台湾産業  
 ヘルスケア産業(下)  
 台湾進出ガイド  
 台湾の会社法 台湾進出時のQ&A (3)

日本企業から見た台湾  
 ~統一東京(株)有限公司 星野幹雄董事長インタビュー~  
 Balance of Quality  
 台湾マクロ経済指標  
 インフォメーション

## 【今月のトピックス】



### バイオ新薬産業発展条例

バイオテクノロジー産業は台湾政府の重点育成産業「二兆双星産業」のうちの双星産業の一つとしてあげられていた。このたび、台湾政府では同産業の育成に対して、これまで以上に力を入れを図りIC、TFT-LCD産業に続く1兆元産業を目指すために、2007年6月に「バイオ新薬産業発展条例(生技新薬産業発展条例)」が立法院で可決され、7月に公布され即日発効した。

バイオ新薬産業は研究開発から製品化までの期間が極めて長期に渡ると言う産業の特性を持ち、事業リスクが高い。このため、本条例では租税面からバイオ新薬及び医療器材産業の開発リスクを担保するというものである。今回は「バイオ新薬産業発展条例」の詳細について紹介する。

#### 一、政策の背景

これまで台湾では「ものづくり」的な製造業を中心とした産業発展をしてきた。しかし、IC及びTFT-LCD産業がそれぞれ1兆元の大台に乗る中で、デジタルコンテンツやバイオテクノロジー産業といういわば研究開発型産業というものを次の成長のブースターとして位置づけている。

このうちバイオテクノロジー産業については、開発から製品化までのリードタイムが非常に長く、企業の投資を阻んでしまう。ましてやこれまでのICやTFT-LCD産業では、他国からの技術導入により急速に産業を立ち上げて成功した成功体験も強烈であり、まったく異なった産業モデルを必要とする。

このためバイオ新薬産業の育成のためには、この特性をカバーして投資を促す政策が不可欠である。しかし、現行の台湾の産業政策の主要なツールであ

る産業高度化促進条例(促進産業昇級条例)では、5年間の税額控除措置が最長で、この開発リードタイムをカバーしきれないと言う点が指摘されていた。このため、この問題点をカバーし、バイオ新薬産業へのリスクマネーの流入を促すことが今回の「バイオ新薬産業発展条例(生技新薬産業発展条例)」の大きな目的である。この税額控除を含めて、同条例のポイントを下記に紹介する。

#### 二、主な内容

##### 1. 優遇範囲の定義:

バイオ新薬産業:人間や動物・植物に適用する新薬産業及びリスクの高い医療器材(Class3と言う台湾医療器材判断の最高基準でGMPと臨床実験が必要)産業。



バイオ新薬会社:台湾の公司法(会社法)によって設立された前述の新薬あるいは医療器材の研究開発、製造を行う会社を指す。

新薬:台湾政府関連の所轄機関(衛生署或いは農業委員会)の審査により認められた新成分、新効果の調合薬剤及び新しい使用用途の薬剤のこと。  
 リスクの高い医療器材:衛生署により認められた人体に埋込むClass3に属する医療器材のこと。

2. 租税特別措置:

バイオ新薬産業では、開発期が長く、研究成果が直ちに利益につながらないため、研究開発や人材育成の投資金額の35%~50%を投資税額控除の対象とする。また、税額控除は会社が要納税額発生から5年間かけて分割して控除をすることが出来る。

バイオ新薬会社の法人株主は投資額の20%の投資税額控除を享受できる。また、ベンチャーキャピタル事業を通じてバイオ新薬会社へ投資をした

企業は持ち株比率に応じて税額控除を受けられる。バイオ新薬会社では技術株やストックオプションにより株式を取得した場合、その取得の当年度は所得しても課税されず、第三者に売却したときまで所得税の課税を繰り延べされる。これによりバイオ新薬産業への人材の流入を促す。

3. 法令の緩和措置:

新設するバイオ新薬企業の主要な技術研究者が政府研究機関に属する場合、当該研究機関の同意を得れば、会社設立時の10%以上の株式を所有することが可能であり、発起人、董事、或いは科学技術顧問になることも出来、公務員服務法第13条の制限を受けない。

バイオ新薬製品の発売前審査の工程を明確・透明化し、審査制度を一元化する。これにより少しでも開発からの商品化リードタイムを短くする。

4. 実施期限:

本条例の実施期限は2021年12月31日となる。

表1 バイオ新薬産業発展条例と産業高度化促進条例

項目	バイオ新薬産業発展条例	産業高度化促進条例
対象	・会社法によって設立された新薬及びリスクの高い医療器材(Class3)会社	・農業、工業、サービス業など各産業全般
投資減免時点	・研究開発と人材育成投資: <b>要納税額発生から</b> 5年間で税額控除可能。 ・法人株主: 3年保有する記名株主を対象として、営利事業所得税の <b>要納税額発生から</b> 5年間で税額控除可能。 ・ベンチャーキャピタル: 持ち株比率に応じて税額控除可能	・研究開発と人材: 投資額発生から5年間で税額控除可能。 ・企業或いはその株主が投資税額控除の対象が <b>どちらかを一つ選択し適用する。</b> ・法人と個人株主: 3年以上の記名株主は所得税を5年間で税額控除可能。
減免率	・研究開発と人材育成: 最高は投資額の35%。研究開発の投資額が前二年の総額平均を超過した場合、超過分の50%を控除可能。 ・法人株主投資税額控除: 取得株価の20%を免除できる。	・同左 ・法人と個人株主投資免除: 法人が取得した株価の20%、個人が取得した株価の7%が免除できる。
技術株・ストックオプション	・技術の対価として取得した <b>株式の取得時点で課税されず、売却時点まで繰り延べ。</b> ・ストックオプション行使時の価格は額面よりも低くても可	・技術の対価として取得した株式について、有資格者(持株比率20%以上、5人以下)については <b>株式取得の次年度から第5年目以降まで課税繰り延べ。</b>
期限	2021年	2009年

出所) 行政院經濟建設委員會



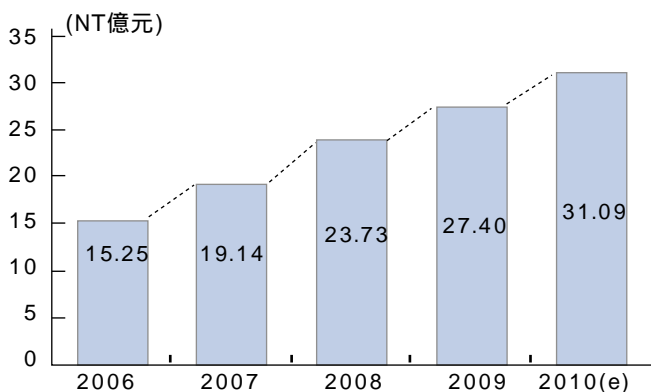
## ヘルスケア産業(下)

台湾社会の高齢化とライフスタイルの変化が生活習慣病の増加を引き起こし、ヘルスケアに関するニーズが急速に高まっている。一方、台湾は本格的に3G及びWiMax時代に入ると、これまでに例のないサービスが実現できるようになる。便利で快速な通信技術を、医療介護サービス面に応用し、テレケアが実現するようになるだろう。今回、台湾遠距照護服務産業聯盟（テレケアサービス産業組合）秘書長黄棟樑氏にインタビューし、台湾におけるテレケア産業の現状、将来の発展についてお話を伺った。今月号は本インタビューを踏まえて台湾のテレケア産業の概況を紹介したい。

### テレケア産業現状

テレケアシステムの台湾での位置付けは予防医療で、中高年齢層、肥満者などを対象としている。工業技術研究院 IEK の統計によれば、2006 年台湾テレケア市場（器材及びサービス）規模は約 NT15 億円で、2010 年が NT31 億元に達する（図1）。

図1 台湾におけるテレケア市場規模



出所) 工業技術研究院 IEK

テレケアは機器とサービスが融合したものである。例えばサービスセンター（コールセンター）を設立し、病院と提携して、病院から遠隔医療を実施したり、測定データを無線 LAN で PC や PDA まで送るなどである。こういった仕組みの中で、様々な企業が参入してきている。医療介護機関、健康管理サービス業者、医療機器メーカー、システム

開発業者などである。それぞれが主体となっていて行っている取り組みを簡単に紹介しよう。

#### 一、医療介護機関

現在、5つの病院でテレケア先導実験計画が実施されている。亜東病院、振興病院は循環系疾患、高雄医学大学附属病院は心理コンサルティング（うつ病）、長庚病院と成功大学附属病院は喘息に関するテレケア関連診断部門を設置する。

#### 二、健康管理サービス業者

健康管理に関するコンテンツを提供する事業者が、デジタル化された形でコンテンツ提供をしていくケースである。例えば厚生健康管理顧問は健康診断ソフトウェアや健康維持のための運動プログラムなどを提供している。

#### 三、医療機器メーカー

医療機器は先月号で紹介されたホームケアにおける医療機器が中心となる。現在、台湾国内医療機器メーカー（例えば百略と合世生医など）は積極的にテレケア産業へ参入している。循環系患者は定期的に検査を受ける必要性が大きく、テレケアニーズの中心となっており、現在テレケア関連器材は血圧計、血糖計、心電図関連機器が中心となっている。



#### 四、システム事業者

システム事業者が医療・健康管理ソフトを開発し、テレケアを提供する。方鼎資訊は糖尿病互動網（糖尿病データの送受信サイト）を立ち上げている。このサイトを通じて、糖尿病患者が自分の血糖、飲食生活を日常的に記録し、定期的にデータを病院に送信。病院もこのサイトを通じてオンライン健診サービスを提供できる。

以上見てきたように、テレケアのサービスはどれか一つの主体だけで行なえるものではない。主体としては当然、通信プラットフォームを提供する通信事業者が間に媒体として入る必要がある。積極的にこの分野での各企業・機関のサービスをサポートする姿勢を示している。例えば医療機関の取り組み事例の長庚病院の喘息に関するテレケア関連診断部門は中華電信がサポートする予定である。

#### 政府の取組について

テレケアに関しては行政院衛生署が主管官庁であるが、テレケア自体については産業発展との関係から経済部も促進を図っている。個別のプロジェクトとしては次のようなものがある。

「M-Taiwan」計画ではテレケア部分で以下のものを実施している。それは、都心から離れた地域に対するテレケアサービスを促進し、地域の均衡な発展を促すものである。また、台湾政府が促進する WiMax 計画は、ユビキタス環境の整備を行なう計画であり、これもテレケア産業を後押しするものとして注目される場所である。現在、台湾では6社に対してライセンスが発行され、無線

LAN 環境を速やかに構築できると考えられる。

さらに、シルバー世代の医療介護システムを整備するために、2006年経済部技術処が「U-Care」旗艦計画を公表した。このなかで介護、運営、システム、設備や住宅などの関連業者がネットワークを効果的に組み合わせ、統合的なサービス体系を開発することを計画している。そして、このU-Care計画に続く形で、今年3月に経済部が「健康照護創新服務計画（健康・介護イノベーションサービス計画）」を公表した。これは健康管理及び高齢者向けサービスの多様化を図ることが目的であるが、これをIT技術をもって実現することが期待されている。

このほか、行政院衛生署は今年から「國民健康資訊建設計畫（NHIP：National Health Information Infrastructure Program）」を実施している。これには5年でNT20億円の予算が投入される。この中では電子カルテ化の実現、地域コミュニティ内でのテレケア実施などを通じて、パーソナライズしたサービスを提供するものである。

また、政府周辺の動きとしては、このほか、工業技術研究院が、2004年11月に「遠距離照護服務産業聯盟」の立ち上げをバックアップした。同連盟は今年2月から正式に財団法人として組織化され70社以上の会員企業を有し、病院、医療機器メーカー、通信業者、サービスプロバイダーなどの関連事業者が含まれる。



## 台湾の会社法 台湾進出時のQ&A (3)

今回も先月に引き続き、台湾の会社法について、日系企業などが台湾進出時に必要となる会社法の基本をQ&A形式でご紹介する。

【質問4】 現地法人や支店の設立に必要な最低資本額について教えてください。

【回答4】 会社法上、株式会社、有限会社及び外国会社の支店の資本額に最低額を定める旨の規定があり(会社法第100条第2項、会社法第156条第3項、会社法第372条第1項)、2005年11月現在、株式会社の最低資本金は100万元、有限会社では50万元であり、また、外国会社の支店では100万元である。なお、特別ライセンスが必要な営業を行う場合は、また、業種別で要求される最低資本額は別途規定がある。

【質問5】 会社定款の記載事項及び会社登記事項について教えてください。

【回答5】 1 定款は、株主或いは社員が同意している会社組織及び活動の根本となる規定である。その記載事項は、3種類に分けられる。

絶対的記載事項：必ず記載することが必要な事項であり、記載がない或いは違法な記載の場合には、その定款は無効となるもの。

相対的記載事項：記載の有無に関して、定款自体の効力には影響がなく、定款に記載することによって、はじめて有効となる記載事項で、かつ会社法上で列挙されているもの。法定された任意記載事項とも言える。

任意記載事項：相対的記載事項と同様に、記載があってはじめて効力を有するもので、会社法上に規定がないもの。

(1) 絶対的記載事項は会社法第129条にて7項目が法定されている。

絶対的記載事項	留意点
1. 会社の名称(注1)	(注1) 会社名称及び経営する事業に関する留意点はそれぞれ「台湾の会社法 台湾進出時Q&Aその2」の【回答2】及び【回答3】を参照のこと。
2. 経営する事業(注1)	(注2) 株式はすべて額面株式であり無額面株式の発行は認められていない。
3. 株式総数及び1株の金額(注2)	(注3) 本店の所在地や役員メンバーについても会社設立申請時まで決定すること。
4. 本店の所在地(注3)	
5. 公告の方法	
6. 取締役監査役の人数及び任期(注3)	
7. 定款の作成日	

上記の他、従業員特別配当(会社法第235条第2項)も絶対的記載事項である。

(2) 相対的記載事項は以下の通り：

会社法第130条で規定されているもの

1. 支店の設立、2. 株式を数回に分けて発行した場合は、設立時の株式発行数、3. 解散の事由、4. 特別株の種類及びその権利義務、5. 発起人が受け取る特別の利益及び受益者の氏名

130条以外

1. 制限の撤廃、2. 保証人制限の撤廃、3. 経理人の設置 など

資料出所：2006年改訂版台湾ビジネスガイド(2006年8月現在)

勤業衆信会計事務所 Japan Services Group TEL: +886-2-2545-9988 E-mail: chlohtai@deloitte.com.tw

横井雅史(Ext.6914) 中辻一剛(Ext.3654)

## Balance of Quality

統一東京は台湾の統一集団が51%、日本の東京リースが49%出資して設立した合弁会社で、台湾でリース事業を営む。

同社は法人向けの車両リースを事業の柱としている。日系のリース会社としては最も早く台湾に拠点を設立した会社の1つである統一東京だが、台湾と日本の発展にリース業を通じて貢献している。今回は統一東京(股)有限公司の星野幹雄董事長にお話を伺った。



統一東京(股)有限公司 星野幹雄董事長

台湾進出のきっかけを含めた御社の概要についてお聞かせください。

統一東京は台湾最大の食品企業集団である統一企業と東京リースの合弁会社です。統一企業の傘下には、セブンイレブン、スターバックス、カルフルー、クロネコヤマトの宅急便、ミスタードーナツ、無印等、皆さんお馴染みの企業が多くあります。

東京リースは海外戦略の一環として、1990年代後半から台湾への進出を検討していました。しかし当時リース業は、銀行、証券、保険等他の金融業同様、ネガティブリストに該当していたことから、東京リース単独での進出は不可能でした。

そんな中、統一グループの統一リースが日本のリース会社との合弁企業の設立を希望しているとの情報を入手しました。それで統一リースを清算し、新合弁会社を設立することで合意に至りました。設立は1997年11月、資本金は2億台湾元(約7億2千万円)です。

事業は法人向けのオートリースにおいて約2,000社と取引しており、会社の売上の70%をその事業で占めます。何故オートリースかということ、当時台湾ではリース業自体が未発達だったため、中古車マーケットのあるオートリースなら信用リスクが少しでも軽減できると考えたためです。

オートリースの他には事務機、建築機械を主とした

一般リースで約300社と、また昨年からは始めたファクタリング事業で約50社と取引がございます。

御社の経営理念についてお聞かせください。

弊社の経営理念はお客様のご要求に対してお応えするスピード、正確性、効率性の3つでございます。

この他に東京リースで経営の方向性で重視しているBalance of Qualityを大切にしています。これは戦略的ポートフォリオ、営業基盤の多チャンネル化、コーポレートガバナンスの強化、資金調達手段の多様化を持ち、高度にバランスされた総合力を持つ企業を目指しています。

台湾のリース事情、制度の特性についてお聞かせください。

大きくは二つのポイントがあると考えています。一つ目のポイントはリースとレンタルの区分が不明確であるということです。これは中国語でレンタルもリースも租賃という同じ漢字が使われていることが一つの原因でしょう。時々レンタルとは短期契約、リースとは長期契約と言っている人がいますが、これは違うと思います。レンタルとは会社が物を自社で買い、不特定多数の人に貸すことです。一方でリースとは特定の顧客に対して、注文を受けた後、顧客の要求に応じてカスタマイズして、サービスを提供

日本企業から見た台湾

することです。例えば車であれば、外装などその顧客の会社名などを入れて、提供することです。

二つ目のポイントは日本でいうリースメリット、すなわちオフバランスの認識が少々希薄と思います。私は基本的にはアセットを小さくして、効率的に儲けることが大事だと思っています。バランスシートが小さいことで、効率が良いことを経営者の方々に理解して欲しいと思っています。この思想が台湾におけるリース業の発展には欠かせないと考えています。

星野さんは前職の第一勸業銀行（現みずほ銀行）に在職されていた時に台湾に6年半駐在されていたようですが、職歴についてお話しいただけますか。

1972年に第一勸業銀行に入行し、主に国際関係業務に携わってきました。台湾に赴任したのは1985年のことで、6年半で調査課長と副支店長を務めました。企画、調査、対マスコミ、政府対応等、当時の台湾セメントの董事長等、台湾を代表する経済界、金融界の方々にもたくさん知り合うことが出来て、非常に刺激的な日々でした。その他にも日僑工商会の委員として年2回、台湾経済の現状と題して講演を行ったり、日本のミッションの方々台湾に来られた時にはガイダンスを行ったり、新竹科学園区内のビジネススクールで講演を行ったりもしました。加えて、当時は1985年のプラザ合意で、円高のあおりを受け、多くの日系企業が台湾へ進出してきました。その当時はジャパンデスクも無く、第一勸業銀行が台湾における唯一の日系の銀行でしたから、一日10件以上、1ヶ月で100件以上といった台湾への新規進出の相談も受け、大変忙しい日々を過ごしておりました。

私の台湾に対する印象ですが、外国の中では最も親日的な国の1つで、日本語も通じるメリットがあると思います。またインフラも他のアジア諸国に比べ格段に整っているのです、住み易いと感じています。

また現在では投資制限が他国に比べて極めて少ないので、ビジネスがやりやすいと感じています。

台湾から日本に戻った後は国内4拠点で支店長として勤務しました。その後、2002年に第一勸業銀行の親密会社であった東京リースに転籍しました。そして2003年から現職で、2004年からは東京リース本社の執行役員も勤めています。

親会社である東京リースさんの海外での事業展開についてお聞かせください。

現在東京リースの海外拠点は台北に加え、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、マレーシア、香港、上海の計7拠点です。台北を除く6拠点は全て東京リースの100%現地法人会社です。アメリカ、ヨーロッパというのはリース先進国であり、その中で競争は非常に厳しいものがあります。よって海外の事業展開はアジアを中心に展開していきたいと考えております。

最後に御社が今後伸ばしていきたい分野、またセールスポイントについてお話しください。

伸ばしていきたい分野ですが、やはりオートリースにおけるシェアアップと利益の拡大です。また事務機器業者等と協調して行うベンダーリースにも力を入れていきたいと考えています。

セールスポイントですが、日本同様のサービスクオリティをここ台湾でもご提供していることです。このサービスクオリティを保つためにも価格競争には陥りたくないのが本音です。品質に見合った競争をマーケットの中で実施し、台湾リース業の更なる発展に貢献したいと考えています。

ありがとうございました。

台灣マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100
	実質GDP (10億元)	経済 成長率 (%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円	
2002年	10,319	4.64	9.39	3,271,747	608,107	135,317	113,245	22,072	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225
2003年	10,681	3.50	7.40	3,575,674	726,072	150,600	128,010	22,590	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161
2004年	11,338	6.15	10.52	3,952,148	826,929	182,370	168,758	13,613	7.03	1.62	31.92	0.3098	6,033
2005年	11,799	4.07	4.48	4,228,068	724,399	198,432	182,614	15,817	0.61	2.30	32.85	0.2795	6,092
2006年	12,351	4.68	5.04	13,969,247	1,591,093	224,017	202,698	21,319	5.64	0.60	32.53	0.2740	6,842
6月	2,961	4.70	5.77	301,379	42,748	18,094	16,869	1,225	8.78	1.73	32.40	0.2822	6,548
7月			7.60	1,396,386	54,558	19,576	17,771	1,804	9.19	0.79	32.76	0.2861	6,504
8月			5.52	541,688	144,468	19,373	18,157	1,216	9.10	-0.57	32.91	0.2806	6,552
9月	3,130	5.05	2.90	447,484	79,964	20,081	17,247	2,834	6.90	-1.23	33.10	0.2804	6,782
10月			2.13	1,897,846	228,823	19,840	17,486	2,355	5.76	-1.19	33.26	0.2825	7,029
11月			1.63	671,419	69,589	19,540	17,116	2,424	5.96	0.24	32.43	0.2791	7,267
12月	3,230	4.04	-2.17	2,068,914	748,525	19,606	16,678	2,928	6.38	0.67	32.60	0.2740	7,630
2007年			6.63	500,773	36,116	19,789	17,955	1,834	7.03	0.36	32.95	0.2714	7,815
1月			-4.73	437,900	9,782	14,900	12,674	2,226	6.74	1.74	32.95	0.2749	7,818
2月			0.91	569,895	94,367	19,757	17,546	2,211	7.56	0.84	33.09	0.2804	7,689
3月	3,156	4.15	3.85	155,486	28,560	19,823	18,356	1,467	8.06	0.67	33.28	0.2783	7,992
4月			6.93	1,819,449	492,636	19,581	18,192	1,389	7.77	-0.03	33.02	0.2715	8,087
5月			7.37	710,718	35,805	20,085	18,678	1,407	5.54	0.10	32.74	0.2651	8,580
6月	3,091	4.40											

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2007年台湾半導体設備および関連材料総合展  
(SEMICON Taiwan 2007)

台湾企業は2007日本最先端 IT・エレクトロニクス  
総合展(CEATEC JAPAN2007)に出席

**概要** 2007年9月12日～14日までの3日間SEMI TAIWANの主催により、台湾最大のSEMICON Taiwan2007(半導体設備および関連材料総合展)が開催される。2006年のSEMICON Taiwanでは国内外から650社の企業が1,390ブースを設置し、国内外の業者38,343人が来場した。今年は半導体設備・関連材料が出展する以外に、一連のシンポジウムも開催し、TSMC、ASE、SEC/N、国家地震工程研究センターと半導体設備・関連材料代表的なメーカーを集めて、今後の発展機会や課題の解決策について論議する。今年の見本市は23国から延べ720社の企業が1,450ブースが出展すると予想される。詳細はこちらのホームページまで。  
<http://www.semicontaiwan.org>

2007年10月2日～6日の間、台湾区電機電子工業同業公会を始めとする台湾企業が日本で開催されるCEATEC JAPAN2007(最先端IT・エレクトロニクス総合展)に出展する。今年の展示会において、台湾は電子部品・デバイス&装置ステージにて台湾国家館として出展する(一部はデジタルネットワークステージにもある)。今年半導体や電子部品などについては計53社の台湾企業の参加を見込んでいる。詳細はこちらのホームページまで。  
<http://www.ceatec.com>

**開催日時** 9月12日(水)～14日(金)10:00～17:00(最終日10:00～16:00)

10月2日(火)～6日(土)10:00～17:00

**出品物** DRAM、X-ray、High Density Plasma Etching、RTP、CMP、Process Integration Effects on Yields、Computer Integrated Manufacturing、Flip Chip、Nano-technology and MEMS、Compound Semiconductor、AOI など

Connectors/ IO products、LCD Modules、PC Pheripheral、Card Reader、Hub、Cable Assy、Computer Chassis、Power Supply、Heatsink、LED、Aluminum Electrolytic Capacitors など

**展示会場** 台北世界貿易センター(TWTC)展示ホール1  
(台北市信義路5段5号)及び展示ホール3(台北市松寿路6号)

日本千葉幕張メッセ

**主催** SEMI(国際半導体設備材料産業協会)

台湾側の連絡先：台湾区電機電子工業同業公会

**お問合せ及び資料請求** SEMI Taiwan Ms.Karen Lo(英語可)  
TEL: 886-3-573-3399 ext.218 FAX: 886-3-573-3355  
E-mail: klo@semi.org

台湾区電機電子工業同業公会 劉世維(Mr.Safon Liu)  
TEL: 886-2-8792-6666 ext.249 FAX: 886-2-8792-6141  
E-mail: safon@teema.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口  
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

**經濟部  
投資業務処**

台北市館前路71号8F

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497  
担当: 林貝真 ext. 216(日本語可)

**野村総合研究所  
台北支店**

台北市敦化北路168号13F-E室

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621  
担当: 福島卓 ext. 26 / 凌瑞郷 ext. 33 / 何佳娟 ext. 23

**野村総合研究所  
アジア中国事業コンサルティング部**

〒100-0005東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビル

TEL: 03-5533-2709(直通) / FAX: 03-5533-2724  
担当: 杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail: [japandesk@nri.co.jp](mailto:japandesk@nri.co.jp) ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお問い合わせ致します。